

2024年4月から

広告

相続登記(名義変更)が義務化されました!

3年以内に登記申請をしなければ、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

相続登記を放置していた場合に被るデメリット

時間が経てば経つほど
相続関係が複雑になり
手続きが面倒になります。

名義変更が終わっていない
不動産は売却できません。
売りたいときに売れない
可能性があります。

これから発生する相続だけ
ではなく、これまでに発生した
相続についても名義変更が
義務化されます。

これらが
すべて 相続トラブルにつながる可能性があります!

まずは専門家にご相談ください。

節税対策から 相続税 に関するご相談は
税務申告まで 税理士が対応します

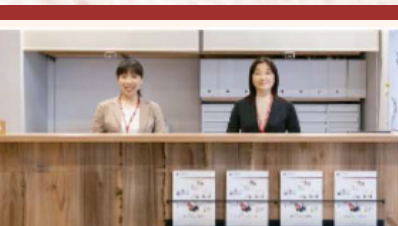


税理士法人 日本会計グループ

税理士法人 日本会計相続センター / 日本会計コンサルティング株式会社

東京都港区東新橋1-8-3汐留エッジ6階

TEL 03-5537-8808 FAX 03-5537-8809



あなたらしい毎日を応援する『いきガイド』

◆「いきガイド」とは 「いきガイド」は、今よりもっと輝いて生きていくためのシニア向けコンサルティングサービスです。「健康」「食事」「楽しみ」「見守り」「つながり」の5つをメインに、お一人おひとりのご要望やお困りごとに合わせたオーダーメイドサービスを提供します。

◆「いきガイド」のしくみ



◆ご利用者さまの声

妻が亡くなってから生活にハリがなくなっていたが、お話を聞いてもらいながら食事を一緒に食べることで楽しみが増えた!

70代 男性

パーキンソン病を患っており体調にむらが出ることもありますが、その日の様子に合わせて体操プログラムを組んでくれるので、無理なく継続して身体を動かすことができるようになった!

70代 女性

◆サービス料金

	内容	内訳
基本料金	¥3,300 / 30分	¥3,300 / 30分 × ご利用時間
プラン打ち合わせ	*相談料: 初回無料、2回目以降は¥3,300 / 30分	

申し込み専用フォーム



●お電話でのお問い合わせも受付しています

☎ 03-5431-0377

ご利用時間 平日 9:00 ~ 18:00(土日祝をのぞく)

相続の専門家がお悩みを解決いたします。

「相続」 無料相談会

遺言書作成 相続手続 相続税 家族信託

相続のご相談が急増しています!

相続の手続き・対策は他人事ではありません!
いざという時のために備えが必要です。

開催日
10月31(金) 11月1(土)
10~16時

事前予約制

お電話でお申し込みください
☎ 03-5431-0377
「新聞折込チラシを見た」とお伝えください
平日9:00~18:00(土日祝を除く)

会場
SOMPOケアいきガイド世田谷
東京都世田谷区三軒茶屋1丁目37-8
ワコーレ三軒茶屋64ビル1階

主催
SOMPOケア いきガイド世田谷
【協賛: 税理士法人日本会計グループ】



東急田園都市線「三軒茶屋」駅 南口B出口より徒歩1分
東急世田谷線「三軒茶屋」駅より徒歩3分
東急バス「三軒茶屋(玉川通り)」停留所を利用

「相続」「生前対策」のこんなお悩み、ぜひ専門家にご相談ください。

相続について

相続手続きの代行

- 相続人調査(戸籍収集)・法定相続情報一覧図の作成
- 相続人間で決定した遺産分割内容を協議書として作成
- 相続関係説明図の作成

相続人が必要な各種手続きをスムーズに進めるための各種資料の収集・作成サポートを行います。

相続放棄・遺産整理支援

- 家庭裁判所への相続放棄申述書の作成(提出は本人)
- 相続財産の調査・整理支援

相続トラブルを防ぎ、遺産を円滑に分配するためのサポートを行います。

各種相続手続きのサポート

- 預貯金の名義変更・解約手続きの書類作成
- 故人名義の車両の名義変更や売却に必要な書類作成
- 年金受給停止の手続き(年金事務所への届出支援)、介護保険・健康保険資格喪失の届出

名義変更や解約等の相続に関する必要な手続きをスムーズに進めるためのサポートを行います。



生前対策について

遺言書作成支援

- 公正証書遺言の作成サポート
- 法的に有効な自筆証書遺言の作成アドバイス、法務局の「自筆証書遺言保管制度」利用支援
- 内容を秘密にしつつ法的効力を持たせる秘密証書遺言の作成支援

遺言者の意思を法的に有効な形で残し、円滑な相続の実現サポートを行います。

財産管理・相続対策のサポート

- 財産目録(不動産・預貯金・株式など)の作成
- エンディングノート作成支援
- 家族信託契約書の作成支援
- 尊厳死宣言書・任意後見契約の作成支援

生前の財産整理や相続準備を円滑に進めるためのサポートを行います。

こんな場合は「遺言」を残しましょう！

- ☐ 子供がいないので財産は配偶者に全て渡したい
- ☐ 子供間に経済的な格差がある
- ☐ 相続をめぐって親族が争ってほしくない
- ☐ 特定の相続人に財産を残したい
- ☐ 再婚など、家族構成に複雑な事情がある
- ☐ 遺産を社会や福祉のために役立てたい
- ☐ 遺産のほとんどが不動産だ

ひとつでも当てはまる方は

遺言を利用した生前対策が有効です！

家族間での相続争いは年々増加しています。「後悔しない遺言」を作成するためのサポートをいたします。

公正証書遺言

自筆証書遺言

証人立合い

遺言執行

ご相談の事例紹介

●実家の名義変更をしたい

父が亡くなり、実家の名義を母に変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

<男性 会社員(62歳)>

相続登記のためには、相続人の確定や必要書類の準備が必要です。戸籍謄本、遺産分割協議書、固定資産評価証明書などを揃えた上で、法務局へ登記申請を行います。当事務所では、書類の収集から登記申請までサポートいたします。

●遺産分割協議書の作成とは？

兄妹3人で相続することになりましたが、話し合いで合意した内容を正式な書類にしたいです。

<女性 主婦(34歳)>

遺産分割協議書を作成し、全員の署名・実印押印を行うことで、正式な合意書類となります。当事務所では、法的に有効な遺産分割協議書を作成し、不動産の相続登記も併せてサポートいたします。

●相続放棄の手続きとは？

父が亡くなりましたが、借金があると聞きました。相続放棄をしたいのですが、どうすればよいですか？

<男性 会社経営(73歳)>

相続放棄は、相続開始を知った日から3か月以内に家庭裁判所へ申述する必要があります。当事務所では、相続放棄申述書の作成、必要書類の収集をサポートし、スムーズに手続きを進めるお手伝いをいたします。

●遺言書の検認手続きとは？

亡くなった母が自筆で遺言を残していました。どのような手続きが必要ですか？

<男性 自営業(65歳)>

自筆証書遺言は、家庭裁判所で『検認手続き』が必要です。当事務所では、家庭裁判所への申立書作成、必要書類の準備をサポートし、遺言が適切に執行されるようお手伝いします。